

受給資格者証 更新についてのお知らせ

(更新時期…7月1日)

現在お持ちの各受給資格者証の有効期限は6月30日までです。対象となる方は、左記の手続きにより更新をお願いいたします。



☆心身障害者医療費

次の日程で更新手続きを行いますので会場にお越しください。更新には、次のものを必ず持参してください。

なお、前年度に受給対象者であった方でも、前年の世帯等の所得状況で対象にならない場合がありますのでご了承ください。

※更新時に必要なもの…印鑑・健康保険証

※申請(更新)場所：鏡野地域

月 日	場 所	時 間
6月20日(金)	中谷公民館	9:30~10:00
	小田公民館	10:20~10:50
	大野公民館	11:10~11:50
6月24日(火)	香南公民館	9:30~10:00
	香北公民館	10:20~10:50
	郷公民館	13:30~14:00
	芳野公民館	14:20~15:00

●都合の悪い方は6月25日(水)以降、鏡野町役場保健福祉課へお越しください。

【奥津地域】・【上齋原地域】・【富地域】の方は6月20日(金)から各振興センターで更新手続きができます。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課又は各振興センター

児童手当現況届のお願い

児童手当の受給者の方には、6月中旬に児童手当現況届を郵送いたします。

現況届は、必要な書類を添えて6月末までにご提出ください。

なお、6月末までに現況届の提出が無い場合は、手当が差し止められますので、ご注意ください。

また、現況届は返信用封筒での提出が可能ですので、窓口への提出が困難な場合は、同封の返信用封筒をご利用ください。

●現況届に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請書に押印をお願いします。
- ・健康保険証の写し
- ・(両親共に必要となります。)
- ・前住所地の所得課税証明
- ・(平成26年1月1日時点で鏡野町に住民票が無い方。)
- ・監護事実についての申立書
- ・児童の属する世帯全員の住民票
- ・(15歳以下の児童と別居している方。)
- ・《住民票上のみの場合も含む。》



その他、申請書の記載方法や提出書類については、現況届に同封するご案内や記入例をご確認ください。

なお、今年度の現況届には、子育て世帯臨時特例給付金の申請書を同封しております。

申請の方法等については、12ページの「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請が始まります。」をご覧ください。

ひとり親家庭等医療費 受給者証の更新について

ひとり親家庭等医療費の受給対象者の方には、事前に通知をお送りしますので、忘れずに受給者証の更新手続きを行ってください。

なお、前年度に受給対象であった方も、受給対象者に前年分所得税が課せられた場合には非該当となりますので、ご了承ください。

(非該当となった方にはその旨を通知いたします。)

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課子育て支援係
電話(0868)54-2986

寝具類等洗濯乾燥消毒サービスについて

介護予防・生活支援事業の一貫として、寝具類等洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

◆対象者：この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する在宅の高齢者、介護認定者及び身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な方で、**住民税が均等割り以下**の世帯を対象とします。

◆利用料：掛け布団260円・敷き布団230円・肌掛け布団100円・毛布80円・ベッドパット150円

◆受付期間：6月20日(金)

◆その他：洗濯乾燥をする物は、本人が常時使用している寝具類に限ります。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 福祉係
電話(0868)54-2986
または、お近くの振興センターへ